

### 3 賃金（所定内給与額と所定外給与額の合計）

#### (1) 平均賃金（月額）

○令和3年の平均賃金は、331.2千円（平均年齢43.7歳、平均勤続年数11.8年）で、前年から6.5千円（2.0%）増加した。

○うち、所定内給与額は303.6千円で、前年から2.1千円（0.7%）増加した。

○男女別の所定内給与額は、

男性が331.7千円（前年比1.3%上昇、平均年齢44.4歳、平均勤続年数13.4年）、

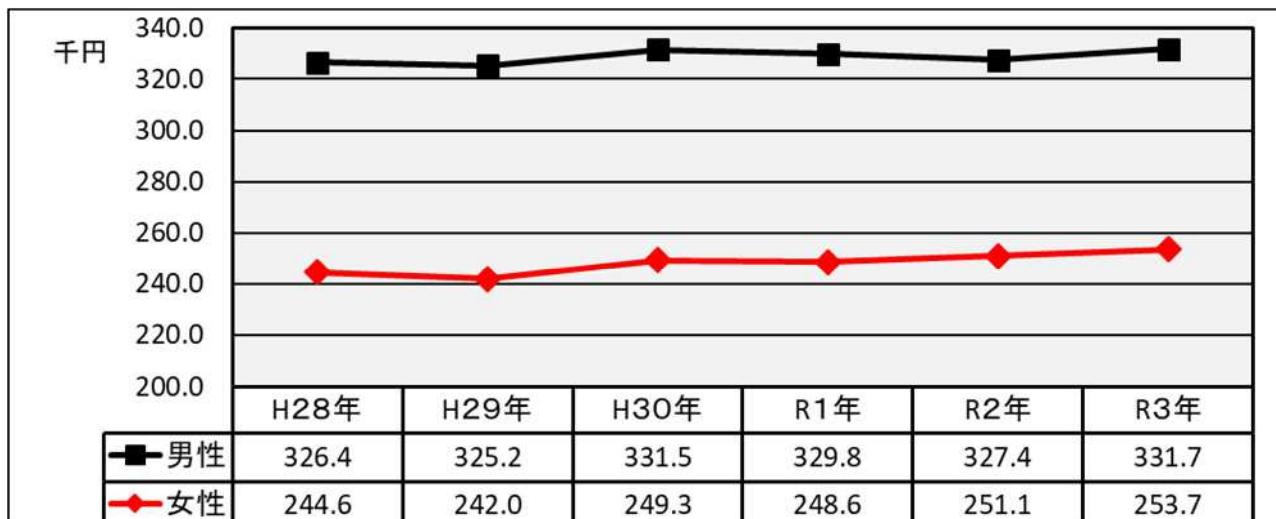
女性が253.7千円（前年比1.0%上昇、平均年齢42.5歳、平均勤続年数8.9年）であった。

また、男性を100とした場合、女性は76.5で、前年（76.7）より0.2ポイント低下している。

#### 【賃金の推移】



#### 【男女別所定内給与の推移】



## 【産業別賃金の推移(埼玉県)】

※単位：千円

区 分	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	所定内賃金	所定外賃金	所定内賃金	所定外賃金	所定内賃金	所定外賃金	所定内賃金	所定外賃金	所定内賃金	所定外賃金	所定内賃金	所定外賃金
<b>産業計</b>	<b>299.3</b>	<b>30.3</b>	<b>296.5</b>	<b>31.0</b>	<b>303.7</b>	<b>32.7</b>	<b>301.7</b>	<b>30.5</b>	<b>301.5</b>	<b>23.2</b>	<b>303.6</b>	<b>27.6</b>
鉱業、採石業、 砂利採取業	280.7	27.2	291.3	47.6	298.7	41.7	303.3	34.3	301.9	41.1	303.6	38.3
建設業	336.0	30.0	364.3	15.3	352.0	32.1	350.3	26.4	341.7	22.9	327.8	32.4
製造業	292.9	35.1	296.4	32.4	294.2	39.3	297.8	29.7	302.7	21.8	292.4	29.5
電気・ガス・熱供給・水道業	419.9	57.5	390.2	44.0	490.9	47.6	438.5	49.5	396.8	52.1	447.1	45.9
情報通信業	340.4	34.2	335.4	39.5	315.7	33.2	333.5	38.2	332.5	31.0	330.7	33.5
運輸業、郵便業	287.5	49.8	274.0	59.6	272.2	58.5	270.0	57.4	274.1	51.8	277.0	50.7
卸売業、小売業	295.8	22.5	294.2	26.6	307.8	24.8	304.4	24.4	306.4	15.1	296.1	21.7
金融業、保険業	335.2	35.3	328.9	25.4	337.2	29.6	329.2	23.5	337.4	19.1	345.3	23.8
不動産業、 物品賃貸業	310.3	20.5	301.7	23.3	299.2	28.2	293.9	28.8	315.4	16.7	318.9	24.7
学術研究、 専門・技術サービス業	367.0	25.7	363.0	27.2	378.1	30.2	383.2	25.2	364.8	23.2	367.2	35.2
宿泊業、 飲食サービス業	244.8	26.7	256.4	26.4	249.4	29.8	255.2	23.2	232.5	15.8	272.2	17.1
生活関連サービス業、 娯楽業	268.1	25.0	259.6	18.5	274.0	23.5	266.6	13.9	279.9	8.6	272.8	14.6
教育、 学習支援業	370.4	7.7	362.6	8.8	359.2	8.1	362.5	8.3	334.9	6.0	351.2	10.3
医療、福祉	296.4	23.4	287.2	22.0	304.1	20.5	306.2	27.4	307.0	23.6	322.9	22.4
複合サービス事業	299.5	32.3	289.1	21.2	313.8	18.8	310.6	15.9	292.5	19.5	296.7	13.8
サービス業 (他に分類されないもの)	262.0	24.8	269.3	29.3	274.9	33.0	260.5	27.6	254.1	17.8	275.7	21.5

資料：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」

※男女計 企業規模10人以上

### 【用語解説】

所定内給与額：就業規則や労働協約に定められた労働時間(所定労働時間)に対して支給される額

所定外給与額：早出・残業・休日出勤など所定外の労働に対して支給される額(時間外手当など)

担当 多様な働き方推進課 働き方改革・テレワーク推進担当  
TEL 048-830-4518 (直通)